

# 開発負担金制度の目的

多量の新規水需要をもたらす、一定規模以上の建築物の建築や宅地造成を行い、市の給水を受けることによって利益を受ける開発行為者に対して、水需要の増加に伴う水資源開発等の建設投資額の一部について、その利益の程度に応じ負担を求めるこによって、新旧利用者間の負担の公平を図るとともに料金の高額化を抑え、特に一般家庭用の料金の高額化を避けるために開発負担金制度を創設した。

- \* 開発負担金は、建築物・宅地を対象とし、必要とする水量・宅地等の規模を基準として賦課するものである。

塩竈市水道事業開発負担金取扱規程を次のように定める。

平成18年9月1日

塩竈市長 佐藤 昭

塩竈市水道事業開発負担金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、塩竈市水道事業給水条例（平成10年条例第10号。以下「条例」という。）第31条に規定する開発負担金（以下「開発負担金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定め、もってその適正な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 負担金対象者 開発負担金の納入義務者をいう。
- (2) 開発行為 条例第31条第1項に定める建築物の建築（増築及び改築（以下「増改築」という。）を含む。以下同じ。）又は宅地の造成をする行為をいう。
- (3) 市の給水 開発行為に伴う負担金対象者への給水をいう。
- (4) 計画1日最大給水量 負担金対象者が申し込む市の給水について、1給水装置毎に別表第1、別表第2及び使用水量の実態に関する資料により管理者が認定する水量をいう。
- (5) 建築物 市の給水を受ける建築物（建築物以外の工作物を含む。以下同じ。）及び既存の給水装置又は受水槽を経由して市の給水を受ける建築物をいう。
- (6) 建築物負担金 開発負担金のうち、建築物の建築をする者から徴収する開発負担金をいう。
- (7) 控除水量 次に掲げる場合において、それぞれに定める建築物負担金の額の算定に係る当該建築物の計画1日最大給水量から控除する水量をいう。
  - ア 負担金対象者が、塩竈市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第35号）第2条第2項第1号に規定する給水区内に別に所有する給水装置を、新築又は増改築した建築物への市の給水開始前に廃止し、かつ、当該給水装置に係る水道料金その他、水道部への債務が完全に履行されている場合、過去12箇月間（負担金対象者が給水の申込みをした月を含む。）における、負担金対象者が別に所有する給水装置の1箇月の使用水量が、通常の状態で使用したとみなされる最大の水量の30分の1の水量を0.8で除して得た水量
  - イ 建築物負担金が課される建築物が、増改築により新たに建築物負担金が課されることとなる場合 アの規定にかかわらず、既納の建築物負担金の算定基準とした計

画1日最大給水量に相当する水量

- (8) 対象増分水量 増改築後の建築物の計画1日最大使用水量から増改築前の建築物の控除水量を差し引いて得た計画1日最大使用水量をいう。
- (9) 宅地負担金 開発負担金のうち、宅地の造成をする者から徴収する開発負担金をいう。
- (10) 宅地造成 市の給水を受ける宅地の造成をいう。
- (11) 造成面積 宅地造成にかかる全面積をいう。
- (12) 対象面積 造成面積のうち公共等の用地を除き、宅地負担金算定の対象とする面積

(事前協議)

第3条 開発行為に伴う給水を受けようとする負担金対象者は、当該開発行為について事前に水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議を行い、給水の申し込みをするものとする。

2 前項の規定による協議は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める協議書により行うものとする。この場合において、管理者は、負担金対象者に対し関係図書の提出を求めることができる。

- (1) 建築物の建築の場合 建築物給水申込（新規・変更）事前協議書（様式第1号）
- (2) 宅地造成をする場合 宅地造成給水申込（新規・変更）事前協議書（様式第2号）

3 管理者は、第1項の規定による協議により当該開発行為を適正と認めたときは、給水承認通知書（様式第3号）を当該負担金対象者に交付するものとする。

4 開発負担金の徴収は、前項の通知書の交付の際に行うものとする。

(協議内容変更の取扱い)

第4条 負担金対象者は、前条の規定による協議の内容について変更があったときは、管理者と当該変更について協議を行うものとする。

2 前項の協議は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める協議書により行うものとする。

- (1) 建築物の建築にかかる変更の場合 建築物給水申込（新規・変更）事前協議書（様式第1号）
- (2) 宅地造成にかかる変更の場合 宅地造成給水申込（新規・変更）事前協議書（様式第2号）

3 管理者は第1項の協議があったときは、開発負担金を再計算し、当該変更の協議を適正と認めたときは、給水承認通知書（様式第3号）を交付しなければならない。この場合において、開発負担金に過不足があれば還付又は追徴するものとする。

(建築物負担金の適用範囲)

第5条 建築物負担金は、次に掲げる場合に徴収する。

(1) 建築物の新築においては、当該建築物の計画1日最大給水量が5立方メートル以上の場合

(2) 建築物の増改築においては、対象増分水量が5立方メートル以上の場合  
(宅地負担金の適用範囲)

第6条 宅地負担金は、市の給水を受けることとなる宅地のうち、造成面積が1,000平方メートル以上の場合に徴収する。

(対象面積の算定)

第7条 宅地負担金算定の対象とする面積(以下「対象面積」という。)は、造成面積から次に掲げる用地面積を控除して得た面積とする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に定める道路
- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条に定める都市公園
- (3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条に定める緑地保全地域
- (4) 河川、水路、調整池及びこれに準ずると管理者が認めるもの
- (5) 下水道施設(遊水池を含む。)、貯水槽及び防火水槽施設のために公共の用に供する土地として管理者が認めるもの
- (6) 公共施設の用地として市に無償で提供される用地
- (7) 現に市の給水を受けている地域
- (8) その他前各号に準ずると管理者が認めるもの

(連たんする宅地の取扱い)

第8条 同一の者が1,000平方メートル未満の宅地を連たんして造成する場合(宅地造成を2以上に分割して施工する場合を含む。以下同じ。)で、その一連の宅地の造成面積が合計1,000平方メートル以上となり、かつ、管理者が一体として給水する必要があると認める場合は、その者を負担金対象者とし宅地負担金を徴収する。

2 連たんとみなす造成期間は、最初の宅地に給水を開始した日から3年以内とする。

(宅地負担金を徴収しない宅地)

第9条 宅地造成において、造成した宅地に建築される建築物につき建築物負担金を徴収することとなる場合は、当該建築物の敷地の面積に係る宅地負担金は徴収しない。

2 前項の徴収しないこととする認定は、建築確認及び関係図書等により管理者が行う。

(市街地再開発事業の取扱い)

第10条 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業に係る建築物負担金は、次に定めるところによる。

- (1) 対象増分水量については、新たに建築する建築物に係る計画1日最大給水量から、除去する全ての建築物に係る控除水量を差し引いた水量とする。
- (2) 前号の規定により算出した対象増分水量が5立方メートル以上の場合に建築物負担金を徴収する。

(土地区画整理事業の取扱い)

第12条 土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 対象面積の算定において、土地区画整理事業における個々の従前地に、現に給水を受けている区域がある場合には、その区域は、対象面積から控除する。
  - (2) 土地区画整理事業の施行者を負担金対象者とする。
  - (3) 管理者は、第1号の控除について負担金対象者に対して、土地区画整理法により認可を受ける事業計画（計画の変更をした場合は当該変更後の事業計画）及び個々の従前地の権利関係を公証する書類その他関係図書の提出を求め認定するものとする。
- 2 管理者は、負担金対象者に対して、個々の従前地につき前項第3号の図書等に基づき宅地負担金の対象となるとみなされるもの及びそれ以外のものに区分した調書の提出を求めることができる。

(特別な用水の取扱い)

第13条 この規程に定めのない特別な用水の取扱いについては、管理者がその都度定める。

(負担金の調整)

第14条 宅地負担金を納入した宅地に建築物を建築する場合には、その建築物の敷地に相当する宅地負担金相当額をその建築物に係る建築物負担金から控除するものとし、その控除額は建築物負担金額を限度とする。

(後納)

第15条 管理者は、官公庁又はこれに準ずる団体で支払いが確実であると認められる場合に限り、負担金対象者からの申請により当該負担金の後納を認めることができる。

(端数の取扱い)

第16条 開発負担金の計算に係る端数の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 水量 積算は立方メートル単位で行い、最終積算水量の1立方メートル未満の数値は切り捨てる。
- (2) 面積 積算は平方メートル単位で行い、最終積算面積の10平方メートル未満の数値は切り捨てる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この府訓は、平成18年10月1日から施行する

塩竈市長殿

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

## 建築物給水申込（新規・変更）事前協議書

建築にともなう給水申込について協議します。

1. 建築箇所			
2. 建築延面積	平方メートル		
3. 目的			
4. 工期	着工予定	年	月 日
(水道工事)	完了予定	年	月 日
5. 給水開始	給水開始予定	年	月 日
6. 計画一日最大給水量	立方メートル		
7. 連絡先	TEL	担当者	
8. 添付書類			

(上下水道部記入欄)

1. 計画一日最大給水量

2. 開発負担金（消費税相当額含む） 円也

塩竈市長殿

年 月 日

申請者 住 所 .....

氏 名 .....

印

## 宅地造成給水申込（新規・変更）事前協議書

宅地造成にともなう給水申込について協議します。

1. 申請地			
2. 造成面積	平方メートル		
3. 計画戸数	戸		
4. 計画人口	人		
5. 目的			
6. 工期	着工予定	年	月 日
(水道工事)	完了予定	年	月 日
7. 連絡先	TEL	担当者	
8. 添付書類	建築確認書の写し・図面等		
(上下水道部記入欄)			
造成面積			
控除面積			
負担金対象面積			
負担金（消費税相当額含む）			円也

第 号

年 月 日

殿

塩竈市長

## 給水承認通知書

年 月 日付、給水申込事前協議があった下記事項について、

次の条件を付して給水を承認したので通知します。

- 開発負担金（建築物・宅地）一金 円（消費税相当額含む）  
の金額は前納とし、塩竈市長が発行する納入通知書により納入すること。
- 前項の事務処理完了後に、給水装置工事申込みを行い、工事に着手すること。

記

1. 申請場所	
計画1日最大給水量 2. 又は造成面積	
3. 開発負担金の計算 .	